基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月五日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社マーキュリー

代表取締役　陣　隆浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月五日

埼玉県比企郡嵐山町花見台一一番地三

株式会社長沢製作所

代表取締役　長沢　昌幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番三号

シリコンスタジオ株式会社

代表取締役　寺田　健彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月五日

三重県津市大門七番一五号

株式会社共栄フードサービス

代表取締役　日置　武雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月五日

大阪府東大阪市加納四丁目八番一三号

東洋スチール株式会社

代表取締役　久司　泰二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月五日

香川県三豊市詫間町詫間五六一二番地の一八

株式会社詫間奥市場

代表取締役　泉　直幸

合併につき株券等提出公告

当社は、東山建設株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月五日

栃木県矢板市倉掛七九九番地四

株式会社富士シルバー

代表取締役　千葉　茂男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である朴炳湖が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月五日

神奈川県藤沢市辻堂五丁目一七―三〇湘南藤二〇三　泰安乾洋ポンプ科技有限公司

日本における代表者　朴　炳湖

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲九一七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野口　榮藏

右被相続人は平成二十六年七月十日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十二日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲九一七番地

限定承認者　野口　啓三

限定承認公告

本籍愛知県日進市赤池南一丁目一三〇四番地、最後の住所愛知県日進市岩崎町芦廻間一一二―一三四四　被相続人　亡　春日井美津代

右被相続人は平成二十六年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

愛知県日進市岩崎町芦廻間一一二―一三四四

限定承認者　高田　幸枝

任意清算公告

当社は、平成二十六年十月二十三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月五日

大阪府守口市西郷通一丁目二番六号

合資会社万福産業

代表社員　金澤　一也

任意清算公告

当社は、平成二十六年十月二十二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月五日

沖縄県中頭郡北谷町字桑江五八〇番地の一

合資会社新清コンサルタント

代表社員　新里　米子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十六年十一月二十日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十六年十一月五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　平本　正和

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月五日付第二四四号四　八ページ●同日付政府調達第二〇七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）